

## 令和3年度農地集積・集約化対策実施方針

### 1 目的

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、農地集積・集約化を推進するため、農地利用最適化推進委員が中心となり年間を通して委員会全体として取り組む具体的な活動方法を定めるものです。

### 2 担い手情報及び出し手情報の把握

- ① 登米市の担い手リストにより、担当区域内的の担い手（※1）を訪問し、規模拡大や集約化（分散錯圃解消）についての意向や課題等を把握します。
- ② 担い手への農地集積・集約化の将来方針を検討するため、担当地域内の耕作者等の年代情報や後継者の確保状況を把握し、地図上に表します。

### 3 農地集積・集約化

- ① 実質化された人・農地プランの実践
  - ・市や関係機関と連携し、実質化された人・農地プランの実践に向けた活動を行う。具体的には、農業委員と農地利用最適化推進委員が情報の共有を図りながら、地域協議の場に積極的に参加し、これまでに実施したアンケートによって把握した出し手や受け手の意向を基に、中心経営体への農地の集約化に向けた活動を行います。
- ② 担い手意向への対応
  - ・担い手の農地集積・集約化の意向に対応し、農地の売買、交換、貸借、中間管理事業による転貸の仲介を行います。（担い手同士の農地交換（売買）の仲介等も含む。）
  - ・農地の集約化の手法については「分散錯圃解消に向けた具体的手法」により取組みます。
- ③ 農地中間管理機構との連携
  - ・農地集積にあたっては、機構コーディネーターと連携し、農地中間管理事業を積極的に活用します。
  - ・機構コーディネーターと連携し、農地中間管理事業の転貸機能（※2）での集約化を図ります。
  - ・農地中間管理事業で受け手の見つからない農地（※3）にあっては、機構コーディネーターと連携し、担い手への集約化を図ります。

令和3年3月12日 確定

- ※1 担い手：認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、特定農業団体、集落営農組織
- ※2 転貸機能：農地法では通常「また貸し」は禁止されていますが、農地中間管理事業による転貸は認められています。
- ※3 受け手が決まっていなくても機構へ貸付申出をすることができます。関係機関が連携し受け手を探しますが、担い手へ集約化が進むよう仲介します。

## 令和3年度新規就農・新規参入実施方針

### 1 目的

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、新規就農・新規参入を推進するための具体的な活動方法を定めるものです。

### 2 新規就農の促進

- ① 農家の後継者、青年、女性、定年帰農者、U J I ターン者等の新規就農希望者に農業委員会、市、普及センター等の関係機関が連携して就農を促進します。
- ② 新規就農にあたり農地が必要な場合は、就農候補地のあっせんや農地所有者を仲介します。
- ③ 新規就農者の就農希望に速やかな対応ができるよう定期的に空きハウス調査を行います。
- ④ 次代の担い手の掘り起こしを行います。
- ⑤ 新規就農者の地域への溶け込みを支援します。

### 3 新規参入の促進

- ① 農地所有適格法人以外の一般企業は貸借（解除条件付）で農地権利を取得することが可能となっており、企業参入事例や農地の情報提供等の支援を行います。
- ② 一般企業が農地の権利を取得する場合は、地域との調和を図る必要があることから地域集落への溶け込みを支援します。

令和3年3月12日 確定